

高額療養費制度について

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、ひと月（月の初めから終わりまで）で自己負担上限額（限度額）を超えた場合、加入保険の窓口申請して認められれば高額療養費として支給される制度です。

あらかじめ「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、窓口の支払額が自己負担上限額（限度額）までとなります。※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

「限度額適用認定証」等の交付は、加入されている保険者に申請となります。詳しい内容や手続き、有効期限等のお問い合わせは加入されている各保険者にご確認ください。※年齢や所得、受診月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、医科と歯科の別、入院と外来の別等の該当条件があります。

【問い合わせ先】

保険者	申請先	手続きに必要なもの
協会けんぽ 船員保険	保険証に記載されている担当支部 例) 全国健康保険協会 鳥取支部 鳥取市今町2丁目112 アクティ日ノ丸総本社ビル5階 ☎ 0857-25-0052	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・印鑑 ・本人確認書類 例) 免許証 ・マイナンバー 等
共済組合 組合保険 組合国保	勤務先の担当窓口	※各保険者によって必要なものが異なりますので事前にご確認ください
市町村国保	保険証に記載されている各市町村の役場 (総合支所含む)	